

第2章 調査対象国における消費者市民教育の概要

．はじめに

本章では調査対象国における消費者市民教育の要点を示すこととする。各国の消費者市民教育の詳細は第3章で説明する。

．消費者教育の実施主体、主な対象

1．消費者教育の実施主体

調査対象国における消費者教育の実施主体（消費者教育の実施方針等の策定主体）を示すと図表1のようになる。

調査対象国のうち、北欧諸国（ノルウェー、アイスランド、フィンランド、スウェーデン）では消費者教育の方針は学校カリキュラムの策定を通じて中央政府が策定し、各地方自治体、教育現場で実践を任せている。消費者教育における政府の役割は大きく、非営利組織、民間組織等の役割は一般的に大きくない。ただし、アイスランドの例に見られるように（第3章「．アイスランドにおける消費者教育」参照）方針の策定主体は政府であるが、策定にあたっては教育現場の教員、民間団体などの意見を十分に聴いた上で、策定を行う場合も見られる。

米国では、連邦法でその重要性を強調する一方、教育制度は各州の裁量に委ねられ、教育制度及び教材は州により様々である。

図表1 調査対象国における消費者教育の実施主体

国	実施主体
ノルウェー	<ul style="list-style-type: none">• 子供・平等省(Ministry of Children and Equality)• 教育・研究省(Ministry of Education and Research)
アイスランド	<ul style="list-style-type: none">• 教育・科学・文化省(Ministry of Education, Science and Culture)
フィンランド	<ul style="list-style-type: none">• フィンランド国立教育研究所(The Finnish National Board of Education)• 消費者庁(The Finnish Consumer Agency)
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none">• スウェーデン教育庁(Swedish National Agency for Education)
米国	<ul style="list-style-type: none">• 連邦取引委員会(Federal Trade Commission)• 財務省(U.S. Department of Treasury)• 教育省(U.S. Department of Education)
英国	<ul style="list-style-type: none">• 金融サービス庁(Financial Services Authority)• 公正取引庁(Office of Fair Trading)

2．消費者教育の主な対象

調査対象国の北欧諸国（ノルウェー、アイスランド、フィンランド、スウェーデン）では義務教育課程及び後期中等教育課程の生徒を対象に消費者教育が実施されている。

米国においては、幼稚園児から高校3年までを対象とし、英国においては10～11歳から18歳までを対象として市民プログラムの一部として実施されている。

．消費者教育の定義及び目的

調査対象国における消費者教育の定義、目的を示すと図表 2 のようになる。

北欧諸国では北欧閣僚評議会¹が消費者教育における北欧諸国共通の目標及びガイドラインを設定し（詳細は第 3 章「 ．北欧諸国における消費者教育」参照） 各国は消費者教育を実施するにあたって、共通目標、ガイドラインを参考にしている。

2003 年 10 月にノルウェーのヘッドマーク大学を拠点として設立され、世界 37 カ国、123 機関をメンバーにもつ消費者教育に関する学際的ネットワーク組織「コンシューマー・シティズンシップ・ネットワーク」(Consumer Citizenship Network)は消費者教育、環境教育、市民教育を融合した消費者市民教育の発展を目指している。同ネットワークは、消費者市民を図表 3 のように定めている。

北欧諸国における消費者教育の特徴は、消費者教育の内容が経済教育、消費者としての権利に留まらず、持続可能な発展を踏まえた上で、自らのライフスタイルが地球環境に与える影響、地球環境に対する市民としての責任など、環境教育と消費者教育、市民教育と融合し、包括的なものとなっている点に特徴がある。

図表 2 調査対象国における消費者教育の定義、目的

国	消費者教育の定義、目的
北欧閣僚評議会 (ノルウェー、アイスランド、フィンランド、スウェーデン)	学校における消費者教育の目的は、自立した、識別力のある、知識のある消費者を育てることである。それは、消費者法、家計、経済、広告と影響力、消費と環境、地球上の資源、住まい、衣類、価格と品質、食と健康のような領域に関する基礎的な知識を提供することによって、複雑で多面的な社会において消費者として存在するために必要な知識と洞察力を身に付けさせることである。学校は、ライフスタイル、消費習慣、価値と態度について、生徒がさらされている影響力に気づかせるよう貢献すべきである
東ミシガン大学消費者教育センター (米国)	消費者教育とは、個人及び集団が消費者の意思決定を左右する諸要素に影響を与える目的で、消費者資源を監理し、市民として行動するために必要な知識と技術を学ぶことである。
公正取引庁(英国)	生活を通じて日々の生活での取引を行うためのスキルを開発し、情報を収集する。このようなスキルを、非常に広範な状況の中で学び、活用し、それが更に開発されて、財及びサービスに関する情報へと適用されるプロセスを消費者教育と呼称する。

図表 3 コンシューマー・シティズンシップ・ネットワークにおける消費者市民の定義

消費者市民とは、倫理、社会、経済、環境面における考慮を行った上で選択を行う個人である。消費者市民は家族、国家、地球規模で思いやりと責任を持って行動を行うことで、公正で持続可能な発展の維持に積極的に貢献する

資料) The Consumer Citizenship Network(2005), "Consumer citizenship education Guidelines, Vol. 1 Higher Education"

¹ 1971 年に創設されたデンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの北欧 5 カ国をメンバーとする組織。

．消費者教育の学習方法

1．学校教育における消費者教育の実施枠組み

調査対象国のうち、ノルウェー、フィンランド、スウェーデンでは、消費者教育は単独科目ではなく、様々な関連教科の中で学際的に採り上げられる統合教科として実施されている。例えば、家庭科、社会科のみならず、数学、語学（英語、母国語）、芸術等の科目においても、消費者教育に関連する要素が学校カリキュラムで設定され、教えることとされている。アイスランドでは、「ライフスキル」が単独科目として義務教育課程及び後期中等教育課程で必修化されている。しかし、「ライフスキル」は単独科目であると同時に、「ライフスキル」において学習すべき要素は、その他の科目においても教えることとされており、統合教科としての性格を有している。

この一方で、米国では、州により異なるが経済教育、及び消費者教育が卒業のための必修科目として位置づけられている州が多い。英国では、消費者教育は独立した学科として教えられるわけではなく、市民プログラムの一部として、消費者の権利と義務が教育されることとなっている。

図表 4 学校教育における消費者教育の実施枠組み

国	消費者教育の学習方法
ノルウェー フィンランド スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 様々な関連教科の中で学際的に採り上げられる統合教科として実施
アイスランド	<ul style="list-style-type: none"> 単独科目「ライフスキル」において実施 「ライフスキル」は消費者教育以外の学習要素も含む 「ライフスキル」における学習要素は、その他の科目でも教えることとされている
米国	<ul style="list-style-type: none"> 経済教育及び消費者教育として実施
英国	<ul style="list-style-type: none"> 独立した科目としてではなく、公民等の中で取り上げられている。

2．消費者教育の学習方法

北欧諸国では、北欧諸国共通の消費者教育ガイドラインを策定し、消費者教育の学習方法について示している。消費者教育においては、「様々な事柄に関する生徒自身の経験や学習が重要な役割を果たす生徒主体のアプローチ、そして様々な学習方法と個人による自立的な学習との組み合わせといった多くの協働的な方法」が重視されている。学習方法の詳細は第3章「3.3 (3) 消費者教育の学習方法」に示す。

．消費者教育における課題

現在の消費者教育における課題としては、北欧諸国共通の消費者教育ガイドラインの改定版「消費者の能力と消費者教育のテーマ」(The Consumer Abilities and the Themes of the Consumer Education)で共通学習テーマとされた「メディアとテクノロジーに関する能力」「持続可能な消費に関する能力」への対応、教育現場での具体化（ノルウェー、フィンランド、スウェーデン）、2009年に発表されるOECDの消費者教育に関する提言への対応（ノルウェー）EUの「The Key Competences for Lifelong Learning-A European Framework」

への対応(アイスランド)など、国際的な教育のガイドラインに対する対応が挙げられる。

学校教育における消費者教育の実施枠組みに関して、アイスランドではライフスキルを単独科目として残す、又は他の科目と融合させた統合科目として実施するかについて議論がされている。スウェーデンでは、消費者教育は統合科目として実施されているが、特に後期中等教育課程で「家庭科と消費者科学」を中心科目として導入すべき、等の議論が行われている。

米国においては、経済リテラシーの向上が重要な政策課題として認識されているが、各種調査によればまだまだそのレベルの低さが指摘され、更なるその向上が課題とされるとともに、各種施策の効果をどのように評価するかが議論されている。